

母國の對土着民政策
(上)

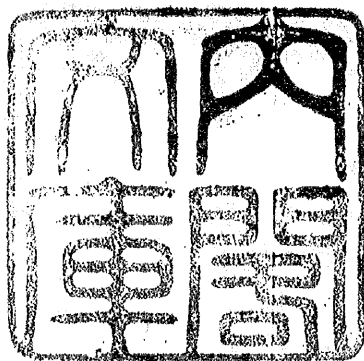
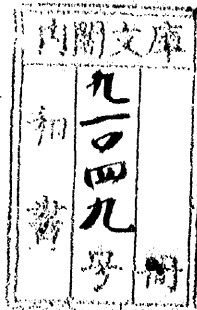


3
1

334
175

母國の對土着民政策

朝鮮總督府



母國の對土着民政策

目次

緒論	一頁
第一章 母國官憲と土着民の接觸	
第一節 序説	五
第二節 行政官の撰擇	六
第三節 土着民の統御	一五
第四節 土着民の保護	二〇
第五節 土着民の抑制	三三
第二章 母國裁判官と土着民裁判官の關係	
第一節 裁判制度の相違	三〇
第二節 アルゼリヤに於ける裁判制度	三五

を計り、宗教の自由を認め、教育の普及、税制制度の決定、政治的訓練等其他枚舉すれば限らないが、要するに土着民の實情を調査し、かれ等の要望の根本を知得して、出來得る限り之に副ひ一方彼等の教育程度を漸次向上し、母國官憲の厚意を了解せしむるに至つて、始めて對土着民政策は半ば達し得られたものと言ひ得る。

土着民社會の統治に手を下すに當つて最も注意せねばならぬことは「破壊」である。如何に原始的な非現代的な社會も、かれ等の生活、風俗、習慣は過去數世紀乃至十數世紀間の特殊の文化である。兎も角長年月の間かれ等の社會生活に適當と認められて來た制度、風習は文明者の目には失笑に値するかも知れぬが土着民には最も親しい生活の基調である。

征服者は此の點に關しては殆んど無關心であるのと、一時的の感情に馳られて、土着民の生活基調を無視して、往々にして破壊的行動に出づる者があるがこれは餘程謹むべきことである。

一八三〇年佛國がアルゼリアを占領したときは、非常な暴虐を行つた爲めに、土着民は盡く占領地帯を逃れ、佛國占領軍は無人の境に入りたるがごとく、食を得るに所在を知らず水を得るに泉を知らぬ爲め非常な苦境に陥たことがある。

一八五五年の佛國の印度支那征服のときも、當時の帝王は佛國人の破壊的行動に憤慨し、近臣を始め部下の行政官と共に總ての公文書を携帶して、逃竄した爲めに佛國人は遂に行政の衝に當らねばならなくなつたが、全く不知案内で、非常なる狼狽をしたことがある。此等は極端な例ではあるが破壊的政策の破綻を雄辯に物語つてをる。

現下の各植民國當局は頻りに融和政治(assimilation administrative)を高唱してゐる。「融和政治」とは何であるか、誰しも起る問題である。新領土を征服するは多くの場合先づ第一に武力である。この武力を以つて尙數年乃至十數年間母國移住民を保護し、新附の土着民を統御するのが普通である。之を武斷政治又は武力政治と言ふ。此の武斷政治はどの國でも一様に成る可く速かに廢せんとする意圖で、之に代ふるに文治主義(或は文明政治とも云ふ)を以てせんとするのである。之を融和政治と云ふてゐる。融和政治たる文治主義は果して土着民の一樣に渴望してゐる所であらうか、又母國移住民も之を要求するであらうか。

佛國植民國當局者は此の點に尠からず頭を悩ましてゐる。佛國の各地植民地の土着民は共に斯く言ふてゐる。

本國官憲に如何して吾々の眞の要求を知り得るか、吾等の利害が何であるか、何が吾等の

生活上の幸福なり得るかを知らず、かれ等には困難である。速かに吾等に市民権を與へよ
吾等は忠實なる自治制の下に、生活することを希望する。

土着民の此の要求は勿論過當である。然るに元來自由主義に漲つてゐる佛國では、此の土
着民の聲に同情する者も可なりあるやうである。之は移り氣な、新奇を好む、熱情的な、佛
國人の缺點である。此の様な無智な無經驗な土着民の叫びに其の政策が動搖する様では、完
全な植民政策の行はるゝことは到底望み難い。

如何に佛國政府の努力が多であつたにせよ、其の植民地は未だ完全な自由を得る域には達
して居らない、高壓的な政治に代ふるに自由文治主義を以つてせんとするのは、時勢に適し
た考へではあるが、併し佛國政府が他に比して比較的自主主義な文治政策を行つて居るにも
拘らず割合に其の實績の擧らないのは如何なる理由であらうか。

佛國當局が、從來植民地に派遣した官吏中には、充分なる學識を有し、植民事情に明るく
且又この方面に特別に興味を以つて、努力せんとする者は甚だ尠ない。之等の官吏は本國の
制度及本國に於て得た經驗を基準として土着民を裁判し統御して行かうとするのである。こ
の有様では到底圓満な對土着民政政治が行はれる筈は無い。植民地官憲を輕視するは官僚政治

の惡弊であり、輕薄極まる小人の妄言である、佛國官吏の大多數が植民地の在勤を嫌ひそれ
が愛郷心の爲めならば兎も角、これを貶位と考へて居る所から、自然未完成にして優良なら
ざるの官吏が海外に派遣せられ本國官憲よりも一層の努力と技倆を要する、國土開拓の衝に
當るのは無謀と云ふも必して過言ではあるまい。

植民政策即ち土着民政政策は、今日の各國が共に深慮謀策を廻らして居る所である。因つて外
國雜誌、外國新聞並に外國人の著書より得た材料を蒐め以下數章に分つて論じて見たいと
思ふ。

但し本篇は佛國の植民政策を骨子として參考とした事を斷つて置く。

第一章 母國官憲と土着民の接觸

第一節 序 說

植民政策の要諦は先づ次の四要項より成立つてゐる事を知らねばならぬ

- 一、人格者にして技倆ある行政官の撰擇
- 二、溫情的土着民の制禦と地方の土着民主長との協調

三、自國移民者に對する土著民の保護

四、不逞土著民の仰制、である。

母國政府は須らく先づこの四項に留意して其の完全を計るに非ざれば如何なる特殊政策を施すも砂上に樓閣を築くの感あらしむるものである。

第二節 行政官の撰擇

行政官が植民統治の主要なる地位に在る事は云ふ迄も無い。總督は最高位の官職者であり、母國政府の代表者である。政務を總攬し、官制を定め經濟的發展を計り、租税制度を布き或は從來の制度を改正して適當なるものとなし、豫算を作り、土木事業を起す等數多の開發に重要な事を總て監督指令するのである。その下に在る行政官が此の廣汎なる政務を各各分擔して總督の大任を果さしめんと精進して大いに貢獻しつゝある事は疑ふべくもない。是等の第一線に立つ可き重職者は實に植民地政治の中樞であつて、よく植民地の事情に通曉し、住民を愛し、自己の地位を自覺して、誠心誠意其の統治に努力するに於て始めて彼等の地位の光輝が認めらるゝのである。

机上の事務のみに依つて行政官の役目が完了し得ると思ふは大なる誤である。かれ等の努

力、命令の効果を確實にし民度の安定を計るには出來得る限り土著民と接觸する事は非常に必要な條件である。土著民に而接し對話して彼等の相談に回答を與へ、彼等を監督して行く事は相互の了解を得るに最善の方法である。兩者の了解が完全なれば完全なる程總ての接衝が円滑に行はれ、土著民教育、農業の進歩、裁判の確立、地方生活に必要な土木施設及母國民對土著民軋轢の緩和は左まで六ヶ敷なく行はれて行く譯である。

此の複雑多端な政務に熟掌して完きを期せらるゝ者は第一流の技倆を有する行政官であることは疑ひないと同時に又植民地統治に尠からず趣味を有してをねばならぬ事も明かに知ることが出来る。斯る人物の輩出することは實に望ましいことではあるが不幸にして吾人は此の人物を多く知らない。圓滿なる常識の發達も非凡な學才も共に官吏の尙ふ所ではあるが、特に植民地官吏に必要な點は土著民の風俗、習慣、言語を了解しかれ等との親和を計ることである。治者被治者の關係は法規命令に依つてのみ解決せらるべきものではない。被治者が治者を信じ前者が後者の爲すは自己の利益を擁護するものなることを了解することに依つて始めて圓滿なる統治關係が繼續されて行くのである。

「土著民を愛せよ」とは植民地に於けるモットーである。人種、道德、生活狀態を異にし

た兩者が相愛同化することは理想とのみしか思へない。併しそれにしてもかれ等の悲惨な生活を改善し、經濟狀態を開發して彼等の向上を出來得るだけ計る事は母國民の天與の義務と思はねばならない。各國は果して此の點に於て遺憾無きを得て居るであらうか。

巴里殖民學校教授ルイ・ヴ・ギョー氏は此の問題に就て非常に研究を重ねその著、殖民政策の土着民問題の中に於て實に傾聴に値する論を記してゐる。今試みに其の二節を譯出して見やう。

土着民問題解決の基礎たる可き兩民族の親和力は母國民の心に萬物愛を鼓吹する必要がある。元來コスモポリタンな佛國人は土着民に對して英國人が感ずる程の不愉快は感ぜぬであらうが併しそれにしても言語を知らずしては如何にして他民族を愛し得よう、言葉の上に於て意志表示の自由を得ない佛國人に土着民を愛せよと、注文するのは無理である。

左なきだに、征服とか、民族とか、風習と云ふことが内部的の溝渠を形造つてゐるに對し言語の不通が外廓の深い溝渠となつてゐる。談話は勿論、其他言語の知識を全く缺いた裁判官や行政官を派遣して、同化政策が行へ得ると考へて居る佛國當局に對し此の點に強い反省を促すと同時に一般國民に對しても、注意を喚起し度いと思ふ。

自分がアルゼリの一地方を旅行した時に佛國人の郡守が、かれに敬意を表しに來た土着民の族長や判事に對し何等の答へる術を知らなかつた有様を、屢々その事務室で見掛けた事がある。敢て小生と云はす他の旅行者が此の有様を見たならば、言ひ知れない心細さを感じずには居られないであらう。

斯くて通譯なるものが雇はれて、始めて兩者の意思が不完全ながらも疎通するにいたるのである。此の通譯なるものは一般に教育のない、甚しきに至つては佛國人の家庭の下僕であつた爲に佛蘭西語を知つて居ると云ふ様な人物が多く單に報酬を目的に不完全な佛蘭西語を斷續的な語調で話し其の場逃れの仕事をする知識より他持合せないのである。

一體通譯或は翻譯等は他國語の言ひ表す所を遺漏なく正確に自國語を以て通意するに在るので一朝一夕に之を能くし得べきものでは無い。然るにこれを一田夫、野人に頼つてゐる地方では如何に其の間に不眞や偽欺があるかは察するに餘りある。前述の様な重要な統治關係者間の會見に際し、其の内容が如斯者の貧弱な頭腦に依つて判斷せらるるは實に危険なことに頻しい。

當局も最近此の點に自覺めて盛んに語學の研究を獎勵し行政官及裁判官にして語學試験に

合格した者に對しては盛んに特別任用を行つてゐる。爲めに植民學校、東洋語學校等の種類の學校では其の生徒に正科として黑人語、アラブ語、安南語、支那語を教授する様になつた。政府の語學獎勵の結果此の十年以來植民地官吏にして言語を知らぬ者は非常に減退したことは確かである。今日亞弗利加總督府の行政官二百六十七名及其の補助行政官は皆アラブ語又はベル語の免狀を持つてゐる。併しこの免狀たるや嚴格なる數回の試験を経て與へらるゝものなれば、それは實に喜ばしい現象ではあるが、唯一回の形式的試験のみに依つて事足れりとする於ては、まだ完全の域に達するに甚だ遠い。司法官側は之に比して甚だ遅れて居る。二百三十七名の司法官の中アラブ語の卒業證書を有する者四人ベル語一人であり治安裁判所判事一五〇名の中には唯一人である。印度支那に於ては五七四名の官吏の中語學の免狀を有する者三七六名で其内二五二名は優等生に屬する者である。九七名の司法官の六三名も語學の卒業證書を有しその中四六名は優等生である。斯の如き政府の獎勵を以てしてもまだ不完全であることは争へない。表面上は語學の卒業者であつても事實に直而して其の用を發揮するを得なければ何の役にも立たぬ。或る特定の地位を得る爲めに形式上處要であるので語學以外の資格が完全であれば語學能力は之を度外視して語學免狀を與へるやうでは

語學獎勵の趣旨は全く有名無實に終らなければならない。亞弗利加方面に於ては地方語は大體了解されて居るに反し、印度支那方面に於ては極めて成績の悪いのは後者が吾々歐洲人には習得し難いと云ふ點も影響して居るに違ひない。

土着民を愛すべきこと、夫には語學を知る必要あることを以上書述べたが尙一つ附加せねばならぬ事がある。それは嚴正の觀念と、品行の方正とである。寛大が土着民緩和の秘策である場合もあるが餘りに寛に流るゝ事は破綻の源である。先づ嚴正を以て事件を嚴重に處理すると同時に贈賄誘惑に對し端然として正義を持し植民地人民に對する責任本國に對する義務を全ふするの強い克己心は行政官吏の失ふ可からざる品位である。

以上はヴィギン教授の語學を知る必要を論じた論文の一節である。

植民地官吏が實に於て技術に於て精練されたものでなければならぬことは以上述べた所で明かである。されば土司の官吏は常に部下を督勵し、愛撫して技術、學才、品格の各方面に互つて指導、訓練して他日優良なる官吏の完成を期すべく努めなければならぬ。之が爲めには部下に對し公平無私の態度を以て接し、人種民族の如何を問はず地位、階級の相違に關せず、勤直、怠惰、秀才、凡才の相異に依つて然る可く職務の進退を行ひ、彼等をして常に

も自由であり、土著民の利害に就て充分論議し得て、總督府は常に土著民の經濟的發展生活上の幸福を出来る限り計る事に腐心して居る意をかれ等に、知得せしめ得る程の人物であると共に、地位の上に於ても總督に對して自由に意見を發表し得る高官である事が必要である。

(ロ) 土着民の起用 協同政治と云ふ名目の下に各國植民地住民の一部は土着民の起用問題
を八釜しく論じて居る。母國の征服前まではかれ等が統制、參政の權を握つて居つた關係よ
り見て、土着民の一部を行政補助官、裁判補助官に起用することは却つて好結果を見はせぬ
かと推斷するものがある。又これに反對する者はかれ等は異民族である事と無知であるとの
理由を以つてこれを斥けんとして居る。又反駁して曰く彼等と雖も人間として知識を收め之
を活用する能力は充分持合して居るであらう。教育無きが故に無知である。宜しく彼等を教
育してその智識を開發し、その優良なる者を起用して政治を了解せしむる事は同化政策を唱
ふる當局者には必要なる政策である。と

協同政治論者の云ふ所一應尤もであるが併しその起用範圍を餘りに擴張する事は一考に値する。殊に樞要行政官及裁判官は原則として母國國民を起用すべきもので、即ち國威を保つ上には征服民族の掌握すべき職權である。時移り時代が進歩しかれ等の腦力が進んだならば

兎に角、今の處では樞要行政官及び裁判官は、土着民を起用すべからざる官職である。英領植民地然り蘭領植民地然りである。或は一部論者は歸順した土着民は之を優遇する意味に於てかれ等を起用する事は何等の支障が無からうと思意する者があるかも知れぬ。併しその可否は次項に譲り。今日印度支那の安南人官吏が如何に佛國統治上の憂患の原因を爲して居るかを見ても、土着民官吏を排斥する論者の言も一應は理由ある以下その詳細を述べて見ると斯の如くである。

第三節 土着民の統御

土着民の利用は老練なる技巧を要する今日歐羅巴の植民國の何れも此の點に満足を得てゐるものは全くあるまい。征服者である、主人である、吾等は完全なる統御權を有するのである、と云ふ「プライド」が土着民の利用即ちかれ等の助力を要求する事を妨ぐるのである。地方土着民の首長は宗教的反抗心、郷土的の不平に馳られない以上は服従し順應して行く事は間違ない。それが彼等の利益であると云ふ事を感知せしむるにはかれ等に完全に母國が威力を示し、總ての施設の基礎が堅固に築かれなければならぬ。さすればかれ等は從順に、事ある場合にも吾等に反抗する者は多くは無くなるであらう。併しそれは必して一朝一夕の仕

事ではない。

今日佛國政府が植民地に行ふ政策は此の點を没却して居る事が甚だしい。試みに土着民主長の異動の如何に激しいかを見てもそれが分る。此度の主長は大丈夫だらうか。着手事業が中途で挫折し我等の要求も異動に依つて中斷される様な事は無いだらうか。居住民の腦裡に常にこの不安が住來して居る。赴任して漸く住民との意思も疎通し、事漸く緒に就かんとするにも不拘未知の新任地に遷され住民の希望も裏切られ、従つて中央政府の施政方針の不確實さを示すのである。住民に對し殊に土着民主長に對して信頼を得可きであるに此の様な狀態で如何にして國威の發揚堅固なる政治基礎の確立が期せるであらうか、之は切に佛國當局に一考を望む所である。

征服者の新領土に於ける地位は、事實總ての方面に於て土着民主長の助力を必要とする。言語に通ずる篤學の母國官吏を新領土に供給する可能性は極めて少ない。且又その一人に俸給を以て土着民の三四人は使用し得る。そして樞要なる行政事務は別として地方行政の簡單な事務は態々母國より教育ある有用の士を招いて處置せしめずとも、方住民の首長にして傳統的に地方的勢力あり、尊敬を受ける者を以て充當すれば充分である。無教育な地方土着民主長

には住民の利益道德上の眞の善惡を判斷する力は無い、と云ふ論は皮相の觀より來るものである。かれ等は住民と同一の習慣、同一の宗教、同一の風俗を有し且つ祖元を同ふものである。即ちかれ等は住民に對して外國人では無い。一方に於ては統御し他方に於ては和衷協同してかれ等を指導して行つたならば命令の執行、租税の徵收、賦役現品賦課は恰も其の弟妹に對する如く易々として行はれ従つて地方の安靜は保たれ警察行政も殆んど完全に行はれる事は疑ふ可くもない。亞弗利加植民地に於ても亞細亞植民地に於ても騷動者、浮浪者、強盜團等の捕縛は土着民主長は母國民よりも遙かに巧妙である。言語の自由、土地案内のかれ等が不知案内の母國人よりは總ての點に於て巧妙な事は當然以上の當然のことである。

新領土獲得後第一に留意すべき事は土着民主長との協調と同時に、かれ等にかれ等の地の位安固を意識せしめ且我が確固動き無き施政方針に信頼せしむることである。知事、郡長、村長等の地位階級に従つて夫々土着民を優遇しかれ等の部下の前に面目を保たしむるに在る。母國人たる中央監督行政はかれ等を公然と恥辱を與へ懲戒する事は出來得る限り避けねばならぬ。重大なる過失、許す可からざる行爲に就て彼等を叱責、戒備すべき場合には極秘裡に行ふ可きであつて、他くまでも配下に對する面目は保たせる方法を執らねばならぬ。威

情に馳られその名譽を社會的に傷けられたら、かれ等尙職に在る者は快々として訓令を守らず、野に下る者は背面に在つて人心を動搖せしむるは佛國が亞弗利加に於て苦い經驗を嘗め、英國がシエラレオンに於て失敗した所である。

之に次で佛國當局の眼目は土着民主長の發案權の拘束である。直接政治の最大缺點は極端な主長に對する干涉である。爲めにかれ等は必要なる場合に施すべき瑣細な事務に到るまでも中央廳の指揮訓令を仰がねばならぬ。平時に於ては不便乍らも支障は來すまいが森林の火事、橋梁の流失等の緊急の場合に於て彼等の處分は全く中間を彷徨するものである。一定の官職、委任に在る以上は行政處分の自由裁量は妥當と云ふよりも原則として認めなければならぬ。臨機應變彼等をして適宜に行政處分を行はしめ其の良きものは之を賞したならば上司より受くる面目として彼等は益々精神忠實善處を期するに至ることは明かである。

右は一口に云へば簡單なものではあるが其間多少の酌量推理を要する事は勿論であるが故に監督官廳はかれ等の日常の勤務及其の處分に就て成績よく功勞ある者は常に之に注目し遺漏無く表彰する義務あるものと云はねばならぬ。

總て急激に變化を與へる事は避け除々にこの制度に慣らしめて行く事が必要である。過大

の期待をせず彼等の能力に相應する限度に於て満足し、一方今日の子弟の爲めに主長たる可き知識を與ふる學校を設けて、行政の概念を會得せしめて、其の能力の充實を計ると共に其の業を了はつて主長の繼承者たる可き資格を有する青年に、愛郷心を鼓吹して、成可く郷土的の事務に携はしむる様、當局の方針を向けて行かねばならぬ。此の方針は今日アルセリヲを始め亞弗利加一般に行はれ、まだ其の實を結ぶに至らないが實に喜ぶべきことと思ふ。土着民子弟教育を以つて佛蘭西語教育と主長及地方行政官たる智的教育とを與へたるものを、實務訓練として見習官吏として地方官廳に於て使用する今日の制度は時代の推移に依つて多少の改正を必要とすると雖も大體動かす可からざる根本政策である。

土着民官吏の利用に當つて尙一つ必要なるはかれ等の品性の陶冶である。收賄、贈賄は今日植民地官吏の派生的收入とさへ思考されてゐる。之は劣等な待遇より起る現象なることは争へないが又一つには彼等の職務に對する責任感と品性の疎惡に因るものである。母國官吏でさへも往々この醜狀を暴露することのあるは悲しむ可き極みである。地方長官裁判官はその係争事件の完全なる裁決を與ふる迄は何等の寄贈に對して受理せぬ事とはなつてゐるが一夕の饕餮、一日の狩獵等に依つて弱點を握られる事は少なくない。土着民主長の品性の陶冶

殊に問題の多い印度支那に於て暴行、掠奪を爲した者に對して出來得る限り寛大な處置に出で精神的に緩和せしめんとするけれども反對の地位に在る土着民は之を以つて本國の弱點であり、政策であり、としかれ等に對する博愛心に依るものとは一人として考ふる者は無く寧ろ好機なりとして無抵抗主義を標榜するに至るのは明かに消極主義の失敗を物語るものである。但し宗教、民族の餘り相違せぬ場所では消極的主義に依る可きであつて例へば佛領西北部亞弗利加の統治振が非常に土着民の歡迎を受け過般の一部マホメット教系の宗團の獨立騒動に際しても同宗教の土着民が案外之に同情しなかつた程である。

併しマダガスカル、印度、支那等には當然積極的に進まねばなるまい。十數世紀の間放縱、不羈束な生活を爲し、國家觀念は毛頭も無く、只地方豪族の威力に依つてのみ奴隸的に服従して居つたものが急に國家的、社會的な規則正しい生活の中に置かるゝ事に依つて規律を守る可き、勞働に従事可き、租税を納む可き、義務を負はせらるゝことは非常な苦痛であるに違ひない。従つて「征服者は敵なり」と云ふ標語さへ作らるゝのである。如斯者に對しては強制的に新時代の生活に慣れしめなければならぬ。此の目的を達する爲めには先第一に最高警察權、居住、移轉の束縛權、土着民新聞發行並に發賣監督權及これに附隨すべき多

種の自由束縛權を握り第二には峻嚴なる刑罰權を行使せなければならぬ。此の如き不逞土着民に對する法律上の武器を總稱して「土着民法」と云ふのである。

「土着民法」活用の結果、植民地行政官が或程度まで立法權を行ふに至るのは止むを得ない所である。行政權と立法權との對立は望ましい事ではあるけれども、之が爲めに事件の解決が遅延し不徹底な處分に終る事が多く、制度の威信も認められぬ様に立至るのである。事件の大小を問はずその事實が公共の安寧を害す場合には即時その事實を糾明して制度の威信を揚ぐる事が、文明の程度の著しい差異ある地に於ては特に必要である。これが爲めには或程度迄立法行為を行政官の手に委ねる方が便利である。

居住移轉の自由、出版結社の自由、法律に依らずして逮捕拘禁、訊問せられざるの自由の拘束は本國立法權の中に掌握せられて居るのが原則である。然し植民地行政上この原則に準據するならば其の不自由の生ずる事は明かであると、同時に不適當なことを夥しいものである。公共の安寧を害し、人心を動搖せしむるが如き行動出版、秘密結社員に對する授刑に就ても、行政官は、情狀考察の結果委任權限外に渡つて自由裁量を爲し、官憲の行為に對して妨害を爲したる者を禁錮以上の刑に處する事を得、賦役、課税に違反した者にも所定刑以上

の刑を課する事を得る等の獨裁警察權を併有せしめて始めて、土着民法の施行が遺漏無きを期し得る。

二六

これに對して一部論者は「斯の如き絶大な權力を行政官に與ふるは立憲の本義を無視したものである」と反駁する。非立憲の謗を滿身に浴びつゝも此の特殊制定の確立は本然的に必要であると思ふ。本國行政と植民地行政とは其の行政權の内容の大部分が文明、文化の上に著しい差異のある事と、社會生活を中心とする本國政治と生活の保護指導を主眼とする植民地政治とは同日の談に非ざることを知らねばならぬ。

「アラブ」語に「アクム」(Akum)と云ふ言葉がある、統治者と云ふ意味で實質的には「逮捕、執政、裁判」を同一人に於て行ふ意である。かれ等は此の「アクム」に頼つてその生命財産の安固を計り得るものと信じ、「アクム」の命令は神の命として如何なる壓政にも屈從し又それが當然であつたのである。

かれ等は政治的に覺醒する希望はなく、只生命財産の平和を與ふる者に服從し、尊敬する者である事は之の一事を以ても明かである。斯の如き土着民に對して立憲の本義を知らしむる事が果して如何程の効果があるか、一部有識者の間には喜ばるゝかも知らぬが、多數土着

民は何等の利益を感ずることは無い。彼等は自己の周圍に平和が保たるゝ事を唯一の希望として居る。夫が爲めには專制、非立憲、其他如何なる政治振も何等の利害が無いと云ふ觀念を抱いて居ることは争へない。今日前述の「土着民法」を用ひて、否寧ろ濫用して、不逞の徒を壓迫する嫌ある印度支那モロッコの佛國植民地に於ても警察處分の跋扈を恨む者は少く却つて過重の課税、道路の不良、橋梁の不足、運河の不備、戸籍手續の煩瑣に不平を述ぶる者の多いのは此の間の有様を雄辯に物語るものである。

警察權の伸長と云ふことは非常な問題の點ではあるけれども、土着民の八分通りが文化、文明の政治に目覺むる迄は出來得る限り峻嚴を維持する事は土着民を壓迫すると云ふ意味ではなく、却つて歸順せる土着民を保護する見地よりして必要ことに屬するものである。

地方の安寧秩序を保持する土着民主長にも、保安並に高等警察權を授けて然る可きであつて、本國政府が考へる程議論する餘地は無からうと思ふ。公共の安寧を害し、公益を危くするが如き土着民を、直ちに拘禁、投獄の即決處分を爲さしめ極力不逞分子を驅逐することが精神的に吾人を理解し得ない未開民族を教養して行くには執る可き唯一の手段である。吾人の植民地の殆んど大部分は以前酋長或は族長が土民の生殺與奪の權を、握つて居つた暴君政

二七

治であつて、其下に土民は羊の如く服従して居つた事を忘れてはならぬ。且又我等の今日歐洲文明の基も此の状態から進歩發展して來たものであることを記憶せなければならぬ。

警察權の伸張が土着民を激昂せしむると云ふのは皮相の觀である。數年來佛國政府が植民地官廳に、逮捕、拘禁、投獄に就て殆んど無制限な行政處分の權限を授與して以來法規、命令の執行の不充分、不完全が除かれ、犯罪の糾明、罪人取調も比較的容易となり、過激不逞の徒に對する脅威となりつゝあることは争へない事實である。

然るに最近アルゼリーに於けるこの土着民法の中の拘禁行政處分權を停止したのは誠に遺憾である、「濫用」と云ふ非難があつたが故に、停止したとは云ふけれども濫用を戒むる方法を講ずるのが當然であつて、拘禁處分權を停止したのは「土着民法」を骨抜きにして終つた様なものである。此の結果植民地警察官が不便を感ずる事は云ふに及ばず或は濫用に優る惡現象が突發するかも知れぬ。兎に角完全な警察權は彼等の手に置かねばならぬ。尤も之を活用する行政官には政策竝に事情研究の爲めに訴訟判決録に依つて勉強を爲し、之を活用するに當つては深慮、熟考を要するの事は勿論であり且又前にも述べた様に歸順土着民の保護と云ふことを忘れてはならぬ。

植民地警察官が最も精密なる注意を要するものは出版法である。路傍の揭示、檄、新聞、外國より移入せられたる印刷物等が人心を動搖せしめ、社會の秩序を紊す記事乃至通信を爲すのは、測り知れざる禍の動機を作る事が屢々ある。東京に於て戰前二、三の日本人新聞記者が出版法に違反し捕へられ、其の後幾度か日本人又は支那人が不穩文書を散布して課刑せられた。チュニスに於て六種乃至八種の日刊及週刊アラブ新聞が發行せられ、アルゼリーに於ても二、三のアラブ最層の佛字新聞が發賣せられて居る。植民地に於ける土語新聞の自由發行は必ず一種の危險を伴ふものであり苟くも不平分子、過激思想者を煽動するが如き記事掲載する新聞に對しては植民地官憲は容赦なく發行停止、發行禁止、又は發賣禁止を爲し得る完全なる處分權を有する必要があることは言を俟たない。

繰り返して言ふ、聖弗利加及印度支那の植民地は未だ必ずしも完全なものでは無い、佛國政府の自由主義が行き惱むもの故である。佛國人の自由主義が未だ植民地に行はるゝことが許されない以上は、夫れは完全な領土とは云へないのである。寧ろ占領地帯とも云ふ可き此の状態であるに拘らば北部聖弗利加の若きアルゼリー人及保守的政黨が利益の爲めに反逆、革命、破壊的の過激思想の新聞發行を爲す場合、總督は此等の過激記者に對して本國法

に依つて定められた職權外の處分を僅かたりとも許さざるは、彼等に對する唯一の武器たる行政處分の餘りに無權威なるを示すものでは無からうか。されば嘗て總督の獨裁制が認められた植民地の特別法の、今回の改正に依つて、從來の拘禁權を失ひ、徒らに不逞の徒に跳梁を逞にせしむるものである。土着民のみならず植民地母國人の中にも利己的見地から過激分子に迎合して不穩の行動に出づるものもある。無知な土着民は此の舉に乗じて暴行を爲す事も往々ある。

三〇

繰返して云ふ佛領北部 equalité 及佛領印度支那は未だ必ずしも完全な佛國の領土は無い。今後のかれ等勢力と闘争とに依つて佛國人が勝てば始めて彼の完全なる領土たるものである事を知らねばならぬ。暴力と云へば非文化的の政策と見らるゝけれども、當然執る可き階程に在る場合の高壓政策を無視して、少壯行政官の無經驗な理想論に傾聴して、自由主義に傾かんとする當局の方針に正に早尙の感を得ない次第である。

第二章 母國裁判官と土着民裁判官の關係

第一節 裁判制度の相違

佛國政府が裁判關係に就ての苦心は決して行政關係の夫に劣るものでない。

一國の法律、習慣を見ると或時代のその國民の思想狀態、生活狀態、家族制度、部落政治、人民の義務等が窺ひ知らるゝものである。此等の法律、習慣は長年月間の規則的の反復と祖先よりの傳統に依つて除々として形造られたものである。彼等が文明に接せず、他國民との交渉が無かつた爲めに、彼等の社會は發展無く、開化なく、常に創立時代の有様を持續して居る爲めに、今日の世界の目から見ればかれ等の法律、習慣は多く不適當のものに屬し、之を以つてしては今日の社會を治めて行くのは全く難事といはなければならない。

「法律は死者を支配する力であり、過去の時代がその生活振及道徳を教へて現代を指導する命令であり、且又その風俗習慣を傳へて將來を支配せんとする勢力である」とは『ハーバート・スペンサー』が喝破した所である。この法律は保守主義なる後繼者に依つて完全なる唯一の法典として承繼せらるゝ結果、修正、改革の行はるゝ事無く遂に外來新思想を排斥するに至るのである。

此の様な狀態で母國人支配階級と土着民支配階級の間並母國法及黑人、アラブ人、安南人の國土法との間には反對と拮抗とが絶へず繰返さるゝのも無理からぬ所である。

佛國法は宗教的教義は全く加味して居らないに引替へて、國土法の大部分は教典より派生せられたもので、甚だしきはコーラン教典その儘を、法律にして居る所さへある程であるから、佛人の三權分立などは全く了解し得ないのは當然である。

佛人の統治の觀念は最大多數の利益と社會秩序の保持とに在るが、アラブ、ペリベリ、安南人は社會の利害等を考慮する事は想像だにも爲し得ざる所で、精々一家族、一群、一部落位にまでもか彼等の思慮は及ばないのである、そうして今日の刑罰はかれ等に對しては嫌らない所で唯復讐の手段に依つてのみかれ等は満足し得るものである。

歐羅巴に於ては犯罪者はその違法行為の有責者として裁斷せらるるのであるが、回教の運命論者的見地に依れば、犯罪者は必ずしも罪惡の有責者ではなく犯行者は「神の指導に従つたのみである」と揚言してその犯罪に就ても裁判判決に對して微塵も不名譽とは感じて居らないのである。故に佛國司法官は土着民の課刑には出来得る限りの酌量輕減を行ひ母國法に依れば當然課刑に値ひすべき者も土着民なるが故に無罪とせねばならぬ事は稀ではない。

佛國裁判官は犯罪者の判決を爲すに當つては極力證人の眞實の陳述を得るが、黑人、アラブ、安南等の土着民裁判官は此の點に就て非常なる困難を感じて居る。大體此等の國では虚

言、僞誓、虚偽の證言は普通であつて法廷に於て眞實を言明する者は殆どない。

我本土では斯の如きは許す可からざる重大事であつて此の様な狀態では到底裁判の嚴正を期する事は絶望である。之子孫、血族の利益に重きを置くかれ等の家族主義と、社會秩序を考慮する他の個人平等主義との衝突が裁判の公正を混沌たらしめんとする低氣壓である。此の間に處して母國裁判官と土着民裁判官は非常なる相違のある事を知らねばならぬ、母國裁判官は裁判の正確を期する爲めに法廷に於ける眞實の陳述を得るには凡ゆる方策を施し、日時を惜まず審議するに對して、土着民裁判官は陳述の眞相をも確めず甚だしきは裁判官たる地位を忘却して私的感情、情實に支配せられて判決を下す事が往々ある。

要するに本國裁判官は完全であるけれども土着民裁判官は決して完全ではない。

此の兩者の反對と拮抗とを枚擧する事は何等の利益も無い事である。唯夫が心理の相違より來る事は明かである。斯くて「モンテスキュー」が「法の精神」に依つて説論する法の特質は裏書さるゝ譯である。彼は名著「法の精神」の第一卷に於て斯く説いて居る。

「法なるものが如何に風土、氣候、生活狀態、宗教、風俗、習慣に依つて左右さるゝかを知る者は齎しく一國民に對して特に定められた法に依つて始めて完全にその國民の意志は律せ

三十四
られるのであつて一國の法に他國民の服従を強ひる事は原則に反する事を肯定するであらう。

モンテスキューの後輩は何故に彼の意を繼承せずして之と全く正反對なる法に國境無しとする「ルソー」の思想を無條件に受入れたのであらうか。

佛國政府は五十年來多少の酌量を爲して亞細亞及亞弗利加の植民地に其法及裁判制度を適用して居る。

その裁判制度が全く理想的の價值あるものとは云ひ得ないが、植民地在來の不完全な制度を繼續するよりは優つて居る。彼等は此の制度を以つて土着民の經濟的及社會的の發展を計り裁判の公正を期さねばならぬが、その完璧を得るには母國裁判官が中心となり土着民裁判官は助正格に採用して本國中心主義の制度を施行せなければならぬ。

征服者が被征服者を統治する以上は或程度迄被征服者の社會に干渉せねばならぬのは免れない所であつて、これがために土着民も刺激を受けて新文明を知る機會を得るものである。裁判制度の干渉は正に此の點に屬す可きものであつて、土着民裁判官を排斥するのは、止むを得ざる干渉の現象である。一部論者は之に對して、他を解しないドグマティックな行爲なり

と非難するけれども、若しも不明瞭な妥協主義を繼續して行くならば、裁判官は國民政治に依る土着民の裁判制度に順應せんとすれば、法の正義及良心に反する判決を下さねばならぬし、正義、良心を保持せんとすれば國土法を無視する結果となり、遂にチレンマに達するのである。

第二節 アルゼリヤに於ける裁判制度

佛領アルゼリヤに於ける裁判制度が行詰つて居るのも蓋し如上の經路を辿つて居るが故である。

征服當時にはアラブ人の間には「カディ」^{Qadi}と稱する彼等の裁判官があつたのである。「カディ」は「コーラン」の教典に依つて土着民間に惹起する訴訟を總て裁斷をして居た。起訴者が「カディ」の判決に對して不服なる場合には他の「カディ」に一種の控訴を爲す事が出来る。控訴を受けたる「カディ」が必要と認むる時は、他の學識經驗ある者及法律家と共に會議を開き之が終審を行ふたのである。故に不備ながらも彼等の裁判官は完全獨立なる職權を保持して居つたのである。併しかれ等の判決が不條理、不法に依つて構成されて居る事も甚だしく殆んど大部分は今日の思想と相容れない。されば併合當時佛國政府は彼等の

從來の制度を無視して急進的に本國の裁判制度を普及せしめんとし「カデイー」の職權に厳しい干涉を加へ、殊に自由權、公權及重大なる刑罰請求權に就ては本國裁判官中心主義を採り、新社會の正當なる秩序維持の見地よりして、著しく土着民裁判官に制限を加へて居る。

一八四一年には大統領令を以つて遂に土着民裁判官の、重大なる刑罰請求權の外種々の職權は停止せられるに至つたのは、當局の政策上一應は尤もな所ではあるけれども、望むことは斯る急激なる改革を行はすして、先づ兩國人の混合の特別裁判所を設け、土着民裁判官をして本國の裁判を理解せしむる策を講ずるのが、妥當であつたのではあるまいか。

一八四一年の改正に依つて「カデイー」の不公平なる裁判は除かれたことは確實ではあるけれども、この結果に於て土着民は果してその生活の一端なりとも幸福を感じ得たであらうか。本國法の適用に依つて辯護士、代訟人、執達吏、裁判所書記、通譯、代書人等の無知な土着民には不可解な機關が介在する爲めに從來の如く簡單な判決を受けることが出来ず且又相當の費用を要し、貧弱な土着民の生活状態では到底之を利用し得ざる所となつたのである。嚴正を確保せんとする本國の政策は却つて土着民に對する「裁判官の裁判を受けるの權」を實質的に剝奪せる形となつて表れたのであつた。斯くて一八四一年の大統領令は改正するの

止む無きに迫られ遂に一八八六年再び「カデイー」の職權を舊に復し本國裁判官中心主義を若干緩和したけれども、尙地方裁判官の權限は狭い範圍の私權、相續權、無主物に對する所有權の設定に限られ、之とても彼等の職權には佛國裁判官が折々干涉し、始めより本國裁判所に由訴した者に對しては、本國裁判官が訴訟當事者間の契約、陳述、證憑書類風俗習慣を斟酌し、裁斷したのである。訴訟當事者の陳述、證憑書類、風俗習慣を酌量して行ふ本國裁判官の裁斷は一面理想的な判決を得るが如く思意さるゝけれども、彼等は彼等の道德に訴へて判斷し、土着民間の慣習法や國有の風俗に就ては知識が淺く、言語の不自由に拘らず、一人の土着民の陪審官をも用ふる事無くして専ら本國法の見地よりし、土着民傳統的の「モハマト」教の教旨を無視して專斷的な判決を下すに於ては土着民は如何なる影響を蒙るであらうか、斯くして回教法典の主旨は佛國法に依つて愈々破壊せられて行くのである。

治安裁判官、始審裁判官、控訴裁判官にして、回教法典上の個人權、家宅權、利益分配、賣買に關する諸種の權利が佛國法に依つて壓迫せられて居るのを悲憤慷慨する者多く、訴訟者側に於てもその判決に非常なる不滿を持つて居る者も尠くない。

此の外言語の不自由なる點が禍して居る事も甚だしい。試みにアルゼリーの一地方の郡裁

判所を訪問する、と案内せられた法廷は白壁の小室で中央には平和の女神の半身像が掲げられてあり、中央及其の側には五十人許りの傍聴人が私語て居る、正面一段高い所には裁判官、左右に通譯と書記を随へて坐て居る、書記が争訟者を裁判官の前に呼出し陳述を爲さしむる。原告は辯護士も無く自身で田訴理由を述べ自己の利益に判決せられん事を哀願するのである。之に對し書記は訊問し、叱言し、手或は頭で可、否の判斷を與へるのである。その側に在つて裁判官は彼等の間の言語の一も解する事なく唯通譯が簡單に二、三語田訴理由を説明する事に依つてのみ幸じて係争事件の何たるかを解するのみである。この状態を見るに地方の裁判所の中心人物は書記と通譯である事が明かに分る。

裁判官は書記を監督するのであつて敢て言語の必要は要求せられないと言ふのは非常なる誤である。斯の如き有名無實の本國裁判官を置くならば土着民裁判官を任用して監督の下に行はしめた方が遙かに有意義であると云はなければならぬ。

この外各種の訴訟に就て訴訟當事者は前にも一言した如く辯護士、公證人、代訟人、廷士、裁判書記に依つて非常に利益を貪られて居る。是れ畢竟するに改正法の複雑なる組織より來る結果であつて、アルゼリーに移入せられたる本國の民事訴訟法は簡畧にせられたとは

云ひ條、複雑な點と多費な點に就ては、尙土着民に對しては從來に比して煩瑣の批難が多いのである。其の最大なる缺點は本國土着兩民を通じて甚だ多費を要する事である殊に土着民には過重であり、折には訴訟費用が訴訟目的物の價格よりも多額に上る事がある程である。營利主義の辯護士は無秩序に訴訟を延引せしめて辯護料の利益を計り、訴訟の結果に對しては忠實なる努力を爲さずして敗訴に就ては無責任であり、之が爲の訴訟者は實に惨めなる状態に投置され訴訟の爲めに家産を傾けた者も尠くない。

「カデー」の裁判制度の時代には判決は即時言渡され控訴審も無かつた爲めに、訴訟費用は極めて僅かで「カデー」に贈物を爲す場合でも、小額で事足りたのであつた。故に土着民は屢々「我等のカデーを復活せしめよ」と要求して居る。

「我等はイスラムの法に依つて律せられ度い。イスラムの法こそは我等の信頼すべき法則である、我等は教典を遵守すべき義務があると、同時に教典を無視するが如き他國法は拒否する力を有して居るのだ。」と彼等は斯くまで極端に懷舊の情に囚れて居る。

土着民の心理状態を研究調査せる報告書中に斯く云つて居る。

「アルゼリー人が一齊に叫ぶ不平は、カデーを失つた事であり、彼等が望む所は嚴正なる

正邪の判断を受けるよりも、簡單にして且彼等の教旨に適應せる舊カデリーの裁判を受ける満足を得んとするに在る」と蓋し土着民の舊制度回復希望を裏書する實狀の報告である。

歴代の總督は常に此の點に頭を悩まし、本國政府に幾度か現在制度の改革を具申したけれども容易に容るゝ所とならなかつたのである。斯の如くにしてアルゼリーに於ける裁判制度はチュニスに於ける夫と比較して極めて不成績な結果を齎したのである。

尙一つ不可解な事は土着民間の訴訟に於て、何故本國裁判官が回教徒裁判官をして補助官として用ひないのであるかと云ふ點である。況んや訴訟當事者が之を要求するにも拘らず尙陪審制度を執らぬのは甚しい缺點と云はなければならぬ。唯問題となるのは陪審官と訴訟者間の醜關係で、之が爲めに本國裁判制度が左右せられるやうでは、本國裁判の尊嚴にも關し且又統治者の權威にも關するかの疑念である。併し此の點は峻嚴なる法規の適用、警察權の發動に依つて防止する事は必ず不可能な事ではない。

一國民は其の裁判官に依つて裁斷せらるゝ事を欲すると同じく、アラブ人もその裁判官カデリーに依つて裁判を受ける事を希望するのは當然である。然れども正、不正の判斷力に乏しい彼等に社會上、道德上の規範たる可き判決を委ねるのは危險の感無きにもあらずであ

る。此の難問題の解決には表面上混合裁判とも云ふ可き、土着裁判官補助制度を執るのが最も妥當なる政策である。

最近に於て當局も此の點に目覺めて來たと同時に一方に於て植民地民法典の編纂に着眼するに至つたのである。此の計畫には政府も非常なる努力を傾注するを吝まざる可く、之に依つて年來の植民地裁判制度の混亂も、土着民の不平も凡そ一掃せられ且又本國民の土着民固有の風俗習慣の侵害を防ぎ得らるゝ事も可能である。元來かれ等の間には法典としてはコーラン法典のみであつて夫がイスラム教の流れを汲んで居るから、アラブ人の生活に適合するとは云はれぬし、その教典の文字もイスラム語である爲、所々に不可解な點も尠くはなかつた。併し長年月間の纂用の結果遂に社會力に依つてかれ等の唯一の法典として認めらるゝになつたのである。

故に此の機會に於て彼等固有の社會に適合した彼等の言語に依る法典を作つて、一つは本國裁判官の專斷を防ぎ他は土着裁判官に公正の觀念を涵養するは、誠に意義ある事である。

一九〇四年には右法典の起草委員會が開催せられ、本國より斯界の權威者を招き司法官、行政官、教授、土着民、博識者、回教徒カデリーを召集して當局は非常なる努力と期待とを以つ

て取掛つたのであつた。此の會議の問題となつたのは土着民間に於ける異風俗者間の争である。元來アルゼリーには宗教其の他の關係上三種類の生活様式があつて、この各の様式に依る生活者間には民族的の相異なる思想を持ち非常に懸隔のある社會生活を營んで居るのである。一つを「マレキット」と云ひ他を「ハネフィット」と云ふ、住民の大部分は「マレキット」系であつて大體に於ては「マレキット」様式の社會が勢力を占めて居るのであるが、「ハネフィット」系の土着民は容易に他に屈服せず、頑強にその固有の風俗、習慣を墨守して居るのである。統一法典起草委員間に此の爭議の起つたのは當然の事であつて、この間の調和、協同を計るのが本會議の最大難關とせられ政府當局も非常なる苦心を爲したが遂に妥協點を發見し得ずして一先づ起草委員會は何等の結果も齎さずして終局したのであつた。

脚力盡くる所山更に佳し、多年の苦闘を續けて來た植民地裁判制度も最後の難關を突破する事に依つて理想に近い結果を得らるに至るであらう。凡ゆる支障を排除して本計畫は當局竝に本國移住民協力に依つて完成せられなければならない。

擬幸ひにして近き將來に於て新法典が完成せられ愈施行さるゝ計りになつた場合に際し、本法典を一時に全部公布すべきや、或は時日を遂うて漸進的に一部分づゝ公布すべきかは

議論の非常に岐るゝ所となつて居る。人心革新の爲此際新法典を全部施行せよと云ふ者と、新法を適用の土着民に理解せしむる爲めに、漸進的に一部分づゝ施行せよと要求する者がある。何れを可とし何れを否とする事は出来ぬが、何れにせよ土着民の意志即ち輿論を尊重すべきであつて輕率な政策や、浮薄なる感情に支配さるゝ事は最も謹まなければならない。

民法典編纂は夙にアラブ人の知識階級に唱道せられて居つたと云ふのは、佛領北部亞弗利加に於ける三種族(アラブ、カビル、ベルベル)の中彼等が最も早く文明の攝取に覺醒し、傳來の原始的風俗を捨て、歐洲文化に浴せんとする希望が比較的多かった。之に對して他のカビル、ベルベルの兩族は頑鐵の如き保守排他主義を主張して、「カディー」の裁判を受ける事も潔しとせず、「カノン」法に依る彼等の裁判官「ツゼマ」の判決を尊重して居つたのである。斯の如き状態で一九〇四年の民法典編纂起草委員會にも委員を派遣せず勿論民法典の適用等は夢想だにもして居らない有様である。故に新法典脱稿の曉に於てもその影響する所はアラブ人に限局せらる可く他の種族にまで、その効力を普及せしむる事は甚だ困難である。全「アルゼリー」民法典統一は尙多くの年月を要する事として、政府の倍舊の努力が傾注せられなければならないことは覺悟せなければならない。

第三節 チュニスに於ける裁判制度

四四

チュニスに於ける裁判制度は比較的秩序が立つて居り、土着民の間に不平も無く佛國植民地の中では模範的の潤滑味を帯びて居る。如何なる理由でチュニスが如斯理想的の境地に達し得たか、と云ふ事に就ては(一)政務當局の努力と(二)土着民の文明の要求が多かつた事に歸する。

當局の努力は總ての方面に傾注されたが特に次の二つの方面には非常なる考慮を拂つた。

- (一) 物質上、身分上の問題に關しては佛國人及其他の歐洲人間並に歐洲人と土着民間訴訟に就ては事情の許す限り佛國本國の裁判制度を適用し。
- (二) 土着民間の事件に對しては彼等の風俗、宗教に反せざる程度にチュニス土着民法を改正したる特別法を適用したのである。

(一)に就ては左程の困難は見なかつたが(二)に就ては當局の苦心は異常であつたと云ふ事である。特別法編纂の困難はアルゼンチン總督府の有様を見ても當然で、今日に至つても未だ完結し得ない事を非難する事は出来まい。併し夫が半以上は完成せられて一部施行せられて居るのを見ても先づ成功と云はねばなるまい。

最後に當局は如何にこの二種の制度を組織したか。同胞に對する寛大と土着民に對する峻厳とが相互の反目を惹起せぬ様に、情實に因れずして公正なる裁斷を下し得る様に、且又專斷の制を排して成る可く公議制にする様に等種々の點に就て微細なる研究を遂げて出来上つたのが左の様なるものである。先づ大別して本國裁判所と、回教裁判所の二種がある。

(一) 本國裁判所は始審裁判所と終審裁判所とに別れ始審裁判所は三人の佛人司法官と六名の陪審官とより成り陪審官は被告の國籍に従ひ佛國人、歐羅巴人、土着民の中より適當なる此例を以つて選出し、佛國人司法官たるものは嚴格なるアラブ語及チュニス民法の試験を受けたものを以つて之に充つることゝなつて居る。

終審も大體始審と同様の組織で會議員の數が多少變つて居るに過ぎない。

(二) 回教裁判所(土着民裁判所) 土着民裁判所の設立には尠からず融和的、理智的、創意的、技術を必要とし、同時に司教者、土着民名望家、等と隔意無き諒解を得る事が重要である。

大體に於て、シャラ(民事裁判)ウイザラ(行政裁判)カイド(地方裁判)の三つに依つて組織せられて居る。

(イ) シヤラ(民事裁判所)は純然たる宗教裁判であつてカデー(宗教司法官)が身分上財産上の回教民法を適用して裁断し始審にして終審で且獨裁裁判である。

(ロ) ウーザラ(行政裁判所) 裁判所とは云ふけれども事實上は事務所の如きもので各地方より書面を以つて進達して來たる一般行政、公民権、及課刑問題に關する訴願に對して裁断を與へるのであつて其の内部の組織が未完成であり訴願手續も非常に複雑である所から目下幾多の改正案が提出せられて居る。

(ハ) カイド(地方裁判所)と云ふのは地方人民の簡單なる訴に對する調停裁判であると同時に警察署を兼て居るが如きものであつて裁判官は獨裁的に判決を下し、知事の署名を得て宣告を下すのである。その判決に對して不服なる訴願者は上級裁判所たる「ウーザラ」に控訴する事を得る。「ウーザラ」に於ては「カイド」の判決文を審議し公議の上決審する、對審裁判は許されず専ら書面審理に依るものである。書面審理に依る結果審理期間甚だ長く、地方より來る訴願者は都會地に滞在するの止む無きに至り、滞在費だけでも非常なる費用を要すと云ふ有様であつて、其他訴願手数料等も相當多額に達し、事實上「ウーザラ」の裁判は利用され難くなつて居る。爲めに最近「カイド」の上級裁判所として各地方に高等法院を設

け、三名の「チュニス」人裁判官をして「チュニス」民法典に依つて重大事件に非ざるものを終審として裁断せしむる。その手續も簡單で、決審も迅速で、費用も少額である等、人民本位の制度である。併し「ウーザラ」は依然存続し最高位の決審權限を持て居る。刑事局、民事局、輕罪局より成り各局は三人のチュニス人裁判官を以つて組織し會議制である。

「ウーザラ」の刑事局は二年以下の禁錮及懲役を宣告する權能があるが、是以上の重罪の者は本國裁判所に送致せられなければならない。

右の三部より成れる回教裁判所の成績がまだ充分舉らぬのは制度の缺患に依るに非ずして土著民裁判官の未熟に基因するのではあるまいか、故にかれ等が年と共に熟練するに隨つて追て好結果を見るに至ることは、豫想するに難くない。この外に印度支那に於ける裁判制度如何を書き記す必要があるが不統一、未完成の點に於てアルゼリーの現狀に酷似し、要は地方事情の不知と言語の不通とが深い禍を爲して居ることは、アルゼリーに於けると全く同様で再び繰返す必要も無からう。

以上述べた三種の植民地の狀況を綜合して公正なる裁判を行ふ事は必要であると同時に非常に難事である事を意識し得る。そしてこれが爲めには、本國裁判官も土著民裁判官も共に

充分の研究と訓練を経て、職務に忠實であらねばならぬ。特に土着民裁判官の爲めには今日アルゼリーと印度支那には法律學校が設立せられて、嚴格なる學力試験が行はれて居る。又本國裁判官に對しては言語の自由と土着民法の通曉とが要求せらるゝ様になつた。殊に通譯の補助や不完全な土着民法の翻譯官を要する有様では到底理想的の統治は覺えない、此の點は以上三植民地に通じて痛切に感ずる所である。

第三章 土着民の家族 雜種土着民及奴隸使用問題

第一節 家族

粗朴なる掘立小屋、破れの多い天幕の下、或は柴小屋、藁小屋の内に妻妾、子弟、奴隸、使用人に圍繞せられ、家の周圍の四時彼等の糧を供給する廣沃なる土地を耕し、都遠く離れた荒野に在る彼等の信仰の殿堂たる禮拜所、回教教堂に怠無く朝夕の祈禱を行ふ。之がアフツカ土着民生活の全部である。

我等先進國の目にはかれ等の日常の生活様式、古來の風俗、習慣、宗教、祖先崇拜等は殆んど笑、輕蔑に値するものではあるが、人知蒙昧の時代より傳統せられ、今日に於ては渺

くとも彼等の生活の樞軸を爲して居る以上妄りに之を排斥して新文化の注入に俟つて急激に之を破壊せんとするは最も慎むべき事である。

各植民地を偏歴して感得する所は未開國の殆んど總てに於ては、男子は自由不羈律の活動力を有する反面には、婦女は奴隸的服従を強ひられ、子弟は盲従の義務を有して居る。彼等の生活は家族中心であり、社會の觀念は毛頭も有せず、唯偶然的の利益の共通に依つて他の家族と接觸する事あるの外は、自家族以外のものを盡く敵視する偏狹なる性質を有して居る。

此の様な状態であるから吾人の社會的行爲を理解する者は極めて稀で、況んやかれ等の社會生活の改革を企劃する吾人の行動は、かれ等には猛獸が生命を脅かすの感を懷かしむるものであらう。

盲目的に自己の信條を善化して、非相對的優越觀を有するのは未開時代の通性である。

幾度か施さんとしたアラブ及ベル族社會生活改善案も土着民司法官、政治家、操觚者の多くはこれに反對したのであつた。

貴族院議員調査委員のコムク氏は如何に土着民の反對があるとも、回教徒の結婚制度丈けは改革する必要あることを力説してゐる。

五〇
カノン法に依る社會生活を爲して居るかれ等には極めて原始的な生活態様が多いが、殊に結婚法に至つては甚しく非現代的のものである。娘が結婚期に達すると父親は配偶者を物色する。父親は娘の爲めに然る可き配偶者を求めるのではなくして娘爲めに今日迄の彼の消費せる養育費を最も有利に彼に提供する男にその娘を許嫁する習慣があつて、當事者たる娘の意志即ち攪擇權等は全く没却せられてゐる。即ち彼等の結婚は父の許可を唯一の法的要件とするものであつて父を失へる者はその兄弟が父に代つて交換金を受ける特典を有つてゐる。此の制度の野蠻的なことは衆目の一致する所であるが、アラブ族やベル族の方から云へば決して不當な法では無いのである。即ちアラブ族やベル族の婦人は常に其の面に被衣を被つて極親近の者に對する外は被衣を脱ぐ事を得ず、従つて異性に接する機會が全く與へられて居らない、故に子女の希望を付度することは無意味で、父親の専斷が少しも子女に苦痛を與ふるものに非ずとされて居る。

然れども「權利に逆ふは法に非ず」としてコムプ氏はカノン法中の結婚に關するドジャール法の改廢を説いてゐる。佛國政府は人民の勸言に依つて醜惡、不自然な因襲の打破に努力せんとして「ドジャール法」が人生自然の生活に反する事多きを説き、「惡法も法なり」

として徒らに時流に逆行して、哀れなる犠牲者を出すは、却つて神の廣大無邊なる人性愛に反くものなるを論じ、一部古老の許諾を得て、漸く新結婚法を編纂して、結婚期の一定と當事者の承諾を缺く可からざる要件として、從來の開闢より婦人を援はんとしたのであるが、日未だ淺き爲めか都會地に於てのみ漸く昨今薄紙を剥ぐが如く因襲が消へて行く位で山地では今尚舊法が行はれて居ると云ふ有様である。

數世紀間醜惡なりと雖も繰返されて來たかれ等の生活の基調を、一朝にして革新する事は望み得ない所であり、望む可からざる所である。アラブ、ベル、黒人の婦女が賣買、讓與の目的となり、美を賣る具に公然供せられ或は過酷なる勞働に使役せられて、虐待を受くる等吾人の目には全く見るに忍びない地位に置かれ、有夫の婦も夫に對する絶體服従を強ひられ、畑を耕し家を守り、子を生み、之を養育し何の享樂も許されずして生を終る、之が彼等の女性の社會的地位ではあるけれども、彼等の風習の相違から來る當然の現象として止むを得ない所である。

止むを得ないと云ふ事が、彼等の利益を最も親切に擁護する所以でない以上は多少の壓迫を加へても時代に適合した方向をとらしめるのは、メトロポリスの義務であり權利である。

經濟的の變動が彼等の家庭に與へた影響も尠くない、粗笨的農法より集約的農法へ、徒歩交通より機關交通へ、手工業より機械工業へ而して貨幣經濟は物質主義の思想を注入したのである。社會生活の意義が家族中心主義の彼等に漸くその必要が意識せられ平等の尊き、自由の美の觀念が土着民青年の心に浸透し、且先進國民の生活に比して彼等の夫が餘りに寂寞であるのを知つた時、郷土の青年は逸早く都會の經濟争闘の中に幕進して勝利者たらん事を夢みつゝ野を捨て畑を去り、農具は納屋に篋を負ひて數時の空想を市窓に倚りて不知案内の異郷の空に走るのである。農村は若者の手を去つて古老の弱手に依つて日毎に衰微の喘ぎを續けて行かねばならぬ。樂しかりし爐邊の團欒は老父母、幼姉妹の涙多い物語に移り變つて行く、敬す可き父、尊ぶ可き母、とは聲高き争論の口が打續きつゝ絶壁の如き彼等の家族主義も風霜に浚さるゝが如く崩れて行く。

過渡期に於ては免かる可からざる階梯ではあるけれども善良なるかれ等の古來文化の保存の上にも且又農村經濟の見地よりしても決して政府の拱手傍觀すべき所では無い。

第二節 混血

混血兒問題は世界何れの植民地にも可成廣く及んでゐる「トラブル」である。異民族間の

接觸が緊密に行はれる様になれば當然惹起する事であると、同時にそれが餘り當然視せらるゝ結果、不知の中に種々なる難問題の分子が醸成せられて居ることに氣付き難い。

家庭の紊亂、共同精神の減退、惡風の醸成、社會秩序に反する行動等が最近著しく目立つて來たのも混血兒問題の研究を促すものではあるまいか。

回教徒國の如く婦女子は幽閉同様な境遇に置かれて男子と接觸する事の不可能な國に於ては此の問題は無い譯だが、此處に面白い現象は、父が娘の結婚に就て選擇權を有する所から好奇心に燃へた歐羅巴人にその娘を賣婚せしむる事に依つて利益を得んとし、娘も白人種の配偶者たる事を得意とし同族間に於て容易に行はれ難い結婚が、異教徒異人種の間に比較的円滑に行はれて居る。此の結婚が永續的のものでは無い事は明かで、白人の多くは相當の期間同棲の後種々の口實の下にかれ等を遺棄するのである。此の場合殘された混血兒は多くは母と共に生長し教育も受けず同僚よりは混血兒として卑ましかれ等の精神は自然偏狹に傾くのである。

混血が健康上優良種を造るか、異人種の血が互に相侵して精神上に如何なる影響を及ぼすか、數代の後には混血は消散すべきものか、父性、母性、何れの性質を多く持す可きものか

五十四
三種以上の混血は如何なる結果となるか等の問題に就ては未だ詳かに知られてゐない。將來は人種學者、心理學者、社會學者の研究に依つて闡明になる事であらうが、夫が不斷の動搖、混亂、不秩序を大なり小なり惹起して居る事は衆人の認むる所である。米合衆國に於ける黑人問題、墨西哥及中米に於ける西印雜種人（西班牙人、印度人）サント、ドミンゴ、に於ける雜種人、英國の印度、和蘭のジャヴァ等皆本問題の爲めに當局は尠からず頭を悩まして居る。

印度人は今尙階級、人種の鋭い差別的觀察眼を持つてゐる爲めに、若し彼等の一人が歐羅巴人と同行する様な事を發見せられたならば彼は同僚間に非常に排斥せられ、交際さへ壯絶せられことが往々ある、此の様な状態であるから佛國の印度支那の様な白人土人間の複雑な問題は起らぬが他の亞細亞人の彼等との混血兒が年々尠からず出生して、自國人との混血問題以上に當局は之を憂慮して居ると云ふことである。

ジャヴァに於ける和蘭人の雜種問題は極めて難局に遭遇して居る。出生率も年々増加する傾向であることは到底英領印度の比ではない。和蘭人は英國人に比して生理的に不攝生な民族であるからこのトラブルは甘受せねばならぬ。同じ同教徒であつてもジャヴァの土人は亞

弗利加の土人の様に排他的で無いからジャヴァ土人、和蘭人間の結婚は極めて頻繁に行はれてゐる。それに蕃殖力の強い土人の婦女は非常に多産で、爲めに最近に於ては混血兒は實に七十萬人に垂んとしてゐる。當局の憂ふる所は是等の混血兒が一團の結社を作つて常に社會運動の機軸になつて居ることである、かれ等は白人の血を有する事を至大な誇りとして同族の前に尊大の風を執り他を卑しむ、一方白人社會に入つては黄色人種及黒人の血を有する事を深く恥辱に思ひ、植民者を嫉み、自己の有する社會的地位に不満を懷く、自ら歐羅巴人と稱して一寸も彼に酷似せん事を望み、白人の如く生活し同等の權利を得んとするのである。故に一部の論者は混血兒は兩異人種の惡素より成立するものであると云ふて嘆いて居るがその反面には例外的に兩入種の良素のみを攝取して極めて優良な者も稀に發見せられるのである。何れにしても和蘭政廳は最近混血兒問題に非常なる注意を拂ひ人種學者、人類學者、生理學者を招聘して雜種研究に没頭してゐる。

佛國植民地で最も八釜しい雜種事件を多く有するのは印度支那である。蘭領ジャヴァの事情に鑑み本問題に對しては次の二つの中何れかの方針を定めなければならぬ。

一、異國人間の結婚を成る可く妨げ同時にかれ等の間に産兒制限を行ふ事（積極的政策）

世界の奴隷問題は今や全く世界人の視界から去つた。が佛國植民地殊に亞弗利加北部には今尚殘存してゐる所が少なくない、奴隷と云ふ事は現代人の心には甚だしい不道德の念を與ふるが奴隷は人間の不道德心に胚胎した事でなく、社會の避く可からざる要求に誘發せられたものである事は確かである。

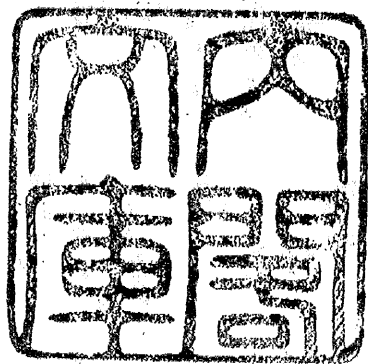
奴隷は原始時代から存在して居つた。精神的に且つは經濟的に發達しない時代に於て例へば希臘の如き國に於ては人心が殘酷であつたのでは無くして、勞働に對する恐怖の念が然らしめたのであつて、機械生産の發見前家畜使用も行はれない時代に、複雑なる毎日の生活より起る身體の移動及勞力は當時の文弱なりし希臘人には、此の上無い苦痛であつたのである。亞弗利加北部にこの風習の傳播したのは其前後の事である。奴隷の大部分が戰時捕虜である事は佛國大革命後北部亞弗利加へ旅行して詳細なる調査を爲した學者等の共に認むる所である。異種族間の紛争が奴隷争奪の爲めに惹起した事は必して一再ではない、之を見ても當時の奴隷の經濟的地位は重大なものであつたと云ひ得る。奴隷の子孫は常に奴隷である。斯くて數代奴隷として同一主長に仕へる者は主長の許可を得

て奴隷と自由民との中間の地位を得る者が即ち「セルフ」と稱せらるゝもので農作者、戰士等は皆此の種の奴隷の占むる所である。

佛國植民地設定後自由平等を尙ぶ佛國人は北部亞弗利加に於ける奴隷制度を全廢せんと試みたのであつた。千數百萬の農奴及奴隷の蟠居する北部亞弗利加及熱帶亞弗利加に佛國政府が奴隷開放の指令を發した時に、自由を得たかれ等は掠奪暴行し混亂を壇にした事は到底想像外である。一片の紙片たる法律を以て、惡にもせよ長年月の間に作り上げられた社會秩序を改廢せんとするのは大いに考慮を必要とする。政府は巨資を投じて遠征隊を送らねばならなくなつた。動物にも等しい盲従、酷使の境遇より救はんとする厚意は農奴奴隷等には彼等の主人を奪ひ、生活の方法を失はす、恐る可き迫害としか思はれなかつたのである。彼等の間には自由と云ふ言葉が存在しなかつた事を見ても計り知る所である、英國政府のニゼリヤに於ける奴隷政策は巧妙に成功した。政府は疾風の如き奴隷廢止令を避けて、先づ人身賣買を禁止した。而る後に奴隷の使用主に對して彼等の自由を認めてやる事を命令したのである。佛國政府の半強制的の單獨行爲なるに反し、英國の夫は搦手から進んで個人の意志を尊重した爲めに比較的トラブルを起さずして済んだのである。

併し自由なるものを解し得た最近の主人は、英佛の奴隷解放に感謝の意を表して居る事は
疑ひ無い。
(坂部囁託稿)

六〇



昭和三年三月二十日印刷
昭和二年三月二十五日發行

朝鮮總督府

京畿道龜尾町三丁目六二三番地
印刷所 朝鮮印刷株式會社